

事 務 連 絡
平成26年4月21日

都 道 府 県
各 指 定 都 市 児童福祉主幹課保育担当者 御中
中 核 市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」の見直しについて（情報提供）

保育行政の推進につきましては、平素より格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年4月1日付けで、「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について（平成26年4月1日雇児発0401第12号、社援発0401第33号、老発0401第11号）。以下、「改正通知」という。）（別添）が各都道府県知事宛に発出され、第三者評価指針通知に定める「共通評価基準ガイドライン」、「公表ガイドライン」及び「判断基準ガイドライン」が見直され、平成26年4月1日より適用されることとされたところですので、各自治体におかれては所管の保育所に周知をしていただきますようお願いいたします。（※改正の詳細については、別添「改正通知」中の記以下の部分をご覧ください）。

また、独自の第三者評価基準を策定している自治体におかれましては、この改正通知を踏まえ、見直しが必要な場合もあると考えられますので、御確認をお願いします。

なお、子ども・子育て支援新制度における保育所を含む教育・保育施設等における第三者評価の取り扱いについては、別紙のとおり内閣府に設置された子ども・子育て会議において議論がなされておりますので、御承知置き願います。

（本件お問い合わせ先）
厚生労働省雇用均等・児童家庭局
保育課 保育指導専門官 馬場
電話 03-5253-1111（代表）内線 7919
E-mail : hoikuka@mhlw.go.jp

保育所等における第三者評価について
(内閣府子ども・子育て会議において検討中の事項)

【確認制度について】(子ども・子育て会議、基準検討部会合同会議(12/26))

③管理・運営等に関する基準

v) 評価

【対応方針(案)】

- 自己評価及びそれに基づく改善については、すべての教育・保育施設、地域型保育事業者に対して求める方向とする。
- その上で、施設・事業の種類にかかわらず、学校関係者(保護者等)評価、第三者評価について、受審に努めることとする。(コスト評価については、公定価格において検討)。

【公定価格・利用者負担の主な論点について】(子ども・子育て会議、基準検討部会合同会議(3/28))

3. 管理費に係る事項について

②第三者評価の費用の取扱いについて

【対応方針案】

- 第三者評価の受審を進めていくために、質の改善に関する検討を踏まえ、0.7兆円の財源の範囲での具体的な公定価格の設定に当たっては、5年に1度の受審が可能となるよう、第三者評価の受審及び評価結果の公表を行った事業者に対して、受審料の半額程度を公定価格上評価することとしてはどうか。
- ※ その上で、保育所における受審率については、まずは、第1期の市町村事業計画の終期である平成31年度末までの5年間で全ての事業者において受審・公表が行われることを目標としてはどうか。
また、保育所以外の施設・事業については、現在、第三者評価に当たっての統一的な枠組みがないことから、評価主体の育成方策等の枠組みづくり等と併せて更に検討してはどうか。
- ※ 児童養護施設等(3年に1度の受審が義務付け)と同様に、3年に1度の受審が可能となるような形での受審料の補助(全額補助)については、1兆円超の財源を確保した段階で実施する方向